

POLICY BOOK

JA 茨城県青年連盟 ポリシーブック 2020



JA YOUTH IBARAKI

茨城県農業協同組合青年連盟

「J A 茨城県青年連盟ポリシーブック2020」 の策定にあたって

茨城県農業協同組合青年連盟

委員長 菊池 常昭



昨年は台風15号、19号により本県農業は大きな被害を受けました。被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。そのような被害のなか、J A 茨城県青年連盟としましては、藤木農林水産大臣政務官に対する緊急要請を実施し被災農家の意見を国へ直接訴えるなど被災者の支援に取り組みました。

また、TPP11、日EU・EPAに加え日米貿易協定が本年1月1日に発効されるなど貿易自由化が拡大されるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に経済活動が停滞していることから、今後、我が国農業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このようななか、若手農業者自らが課題・疑問・不満を持ち寄り、解決策を議論し、実行に向けて行動目標・政策提言を記した「ポリシーブック」を作成しました。

このポリシーブックの本質は、次の3つにあります。

1つ目は、J A 青年組織の盟友一人ひとりが出し合った意見を積み上げて作成することにあります。議論を、盟友が現状抱える課題・疑問・不満から始めることで、農業者主導の自律的な取り組みとしています。

2つ目は、課題解決に向けて、個人およびJ A 青年組織の行動目標を定め、それにもとづき実践することにあります。青年部員自らが取り組みを考え、行動することで、現行の問題点を明らかにし、要請すべき課題を明確にしています。

3つ目は、対話を中心として、多様な人々と継続的なつながりを生み出すことにあります。「行動目標」にもとづき、地元での取り組みを通じて、地域住民との接点を広げ、「政策提言」にもとづき、国会議員や消費者などとの意見交換を通じて意識の共有化を図っています。

J A 茨城県青年連盟は、食の安心・安全を食卓へ届けるため、日々の農作業の中で抱える課題等をポリシーブックを通じて解決に導き、今後の明確な営農・地域ビジョンを構築していきます。多くの人との対話を通じて、共に茨城農業の未来を築いていきましょう。

令和2年3月

目 次

1	TPP11、日米貿易協定等自由貿易推進について …	1
2	補助事業について ……………	2
3	農業支援体制について ……………	3
4	担い手対策について ……………	4
5	農作業安全確保について ……………	5
6	販売力強化について ……………	6
7	若手農業者の意見反映について ……………	7
8	青年組織強化について ……………	8
9	参考資料 ……………	10
	○農業記帳代行の事務概要 ……………	11
	○農業者年金 ……………	16
	○労災保険（農業者特別加入制度） ……………	18
	○農業収入保険 ……………	26

＜課題・疑問・不満＞

- TPP11、日米貿易協定等の自由貿易により自分が作付している農畜産物がどの程度影響を受けるのか分からない。
- TPP11、日米貿易協定等の自由貿易の影響を正しく評価できているのか。今後政府がどのような対策をしていくのかが明らかにならないと不安。

＜解決策＞

◇ J A ◇

- ✧生産現場に近い J A 役職員がTPP11、日米貿易協定等の貿易自由化に対する国の対策を理解し、いち早く生産現場からの疑問・要望に対応できるようにする。

◇ 行政 ◇

- ✧影響を受ける農畜産物への手厚い補助・助成をする。
- ✧品目ごとに受ける影響と、それに対し決定された対策を農家へ丁寧に説明する。

2

補助事業について

<課題・疑問・不満>

- 青果物に関する補助制度が少ない。
- 現状の営農を継続するための支援が不足している。

<解決策>

◇行政◇

- ✧ 新規・規模拡大に対する支援だけでなく、営農継続のための既存の施設の改修や維持に対する助成を措置する。

＜課題・疑問・不満＞

- 技術的なことなど、〇〇に聞けば何でも分かるというような体制を作ってほしい。
- J A の担当者がすぐ変わってしまうと、相談しづらくなる。
- そもそも営農に係る J A の職員数が少なくなっており、農家への対応が不十分と感じる。

＜解決策＞

◇ J A ◇

- ◇ 品目ごとのスペシャリストの育成・確保。
- ◇ 担当者の引き継ぎ体制の確立。担当者が変わる際に、最低 1 ～ 2 ヶ月程度は前任者との同行期間を設けるなど、生産者側に立った対応をとる。
- ◇ 営農担当職員数の増員。品目ごとに主担当者とサブ担当者を設置する。

4

担い手対策について

<課題・疑問・不満>

- 従事者が高年齢化しており、将来が不安。
- 農業は大変なイメージばかりが強すぎるので、なかなか就農者が増えない。
- 農家に嫁が来ない。
- 農業の規模拡大には雇用が必要だが、外国人実習生だと初期投資の負担が大きい。
- 消費増税により事務が煩雑となる。
- 経営分析を行い、可処分所得の向上を図りたい。
- 親元就農の補助の条件を良くしてほしい。

<解決策>

◇青年部◇

- ◇都市の学生との意見交換の場を設ける。
- ◇婚活事業の実施など、出会いの場を作る。また、結婚に至るまでのフォローを充実させる。

◇J A・行政◇

- ◇農業のイメージアップに繋がり、農村に人を呼び込め、地域が活性化するような企業誘致する。
- ◇農業者に対する特別な融資・補助事業について、生産現場が使いやすい制度となるよう、さらに強化する。
- ◇J Aが受け口となり農家の需要に応じた期間で労働力を提供できるような仕組み作りをする。
- ◇J Aが会計記帳代行事業の充実を図るとともに、総合情報システム（販売・購買）等の経営分析ツールを活用した農業経営コンサルティングを実施する。

5

農作業安全確保について

<課題・疑問・不満>

従事者の高年齢化が進行しているなか、操作ミス等農作業による死亡事故は全国で304件(平成29年度)発生しており、高齢者による農作業事故の割合が高い。

- 農機具の基本操作や安全マニュアルを学ぶ機会が少ない。

<解決策>

◇青年部◇

- ◇農業機械などの安全使用やメンテナンスに関する研修会を実施し、後継者や地域農業者などに参加を促す。
- ◇青年部員が積極的に声かけし、高齢者の農作業事故を未然に防止する活動を展開する。
- ◇自ら労災保険特別加入制度(農業)へ加入する。

◇J A・行政◇

- ◇新規就農者や農業後継者、機械に不慣れな女性農業者や定年帰農者を対象にした研修会を開催する。
- ◇農機具の供給時に併せて労災の説明を行う。
- ◇機械作業以外の事故も含め、農作業中における農業事故の事例に関し情報発信や注意喚起を行う。
- ◇農機具メーカーに安全な商品開発をしてもらえるよう、機械の危険性などの情報をする。

＜課題・疑問・不満＞

- 所得の向上を目指すには、農産物の販売価格が安い。
- 市場に対しての茨城産の農産物のアピールが弱いと感じる。
- 農畜産物の高騰ばかりがメディアで取り上げられ、価格低下の際の取り上げられ方が弱いため、消費者への発信に不公平感がある。

＜解決策＞

◇青年部◇

- ◇直売会等を行い、自ら農産品をP Rする力をつける。

◇J A◇

- ◇市場の担当者との意見交換の場を設け、生産者の声を直接聞くよう求める。
- ◇メディアを利用し、農畜産物のイメージアップを図る。

◇行政◇

- ◇外部へ強力に発信するために、茨城県の農畜産物P R大使を作る。

<課題・疑問・不満>

- J A の理事会などに青年部（各部会）等の課題が吸い上げられない。
- 若手農家の意見を反映させる場所がない。

<解決策>

◇ J A ◇

- ✧ 若手農業者の意見を J A 運営に反映させるため、青年部理事枠等の設置する。（令和2年3月末時点 4 J A 8名設置）
- ✧ J A 役員と定期的な意見交換の場を設定する。

◇ 行政 ◇

- ✧ 国会議員等との定期的な意見交換の場を設定する。

<課題・疑問・不満>

- 盟友数が増加しない。
- 活動がマンネリ化してしまう。

<解決策>

◆ 青年部 ◆

- ✧ 魅力的な活動を増やし、外部（未加入単組や地域の農業者等）へ発信し組織強化をはかる。
- ✧ 食農教育を通じて学生に対してアプローチする。
- ✧ 青年部ブランドを確立する。

◆ J A ◆

- ✧ 加盟メリットを打ち出せるようにする。具体的には、青年部独自の貸付金利優遇措置や共同利用できる加工所などを設置する。

令和2年度JA茨城県青年連盟委員

役職名	氏 名	単組名
委員長・中央会参与	菊 池 常 昭	J A 常 陸 青 年 部
副 委 員 長	高 須 貴 宗	JAなめがたしおさいなめがた
〃	小 野 瀬 宏 幸	水戸農業協同組合青年部
委 員	佐 伯 達 也	J A 茨 城 旭 村 青 年 部
監 査 委 員	萩 谷 龍 司	J A 常 陸 青 年 部
〃	須 之 内 秀 匡	JAなめがたしおさい波崎
参 与	河 原 井 大 介	水戸農業協同組合青年部
参 与	永 作 善 亮	JAなめがたしおさいなめがた

令和2年度単組委員長・部長名簿

単組名	氏名	盟友数
水戸農業協同組合青年部	大 貫 善 之	116
J A 常 陸 青 年 部	菊 池 常 昭	88
J A 茨 城 旭 村 青 年 部	川 澄 伸 幸	47
JAなめがたしおさいなめがた	箕 輪 勝	59
JAなめがたしおさい波崎	久 保 木 繁	18

参考資料

○農業記帳代行の事務概要	11
○農業者年金	16
○労災保険（農業者特別加入制度）	18
○農業収入保険	26

農業簿記記帳代行の事務概要

平成31年3月

【記帳代行業務の概要】

●会計記帳代行とは

組合員農家の税務申告を支援する業務です。

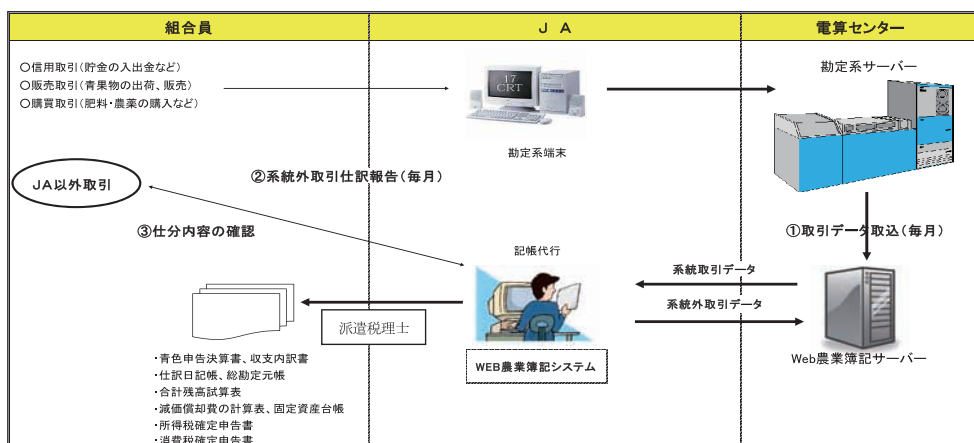
具体的には、①所得にかかる取引の記帳、②青色（白色）決算書（一般・不動産含む）作成の支援、③所得税確定申告書・消費税申告書作成の支援、④専従者等の源泉徴収・年末調整支援、⑤経営分析書の作成 となります。

（申告書は、契約した税理士が作成します）

尚、取引は「**所得の金額に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳**」することで、組合員の事務負担を軽減し、かつ 65万円の青色申告特別控除の特典を享受していただきます。

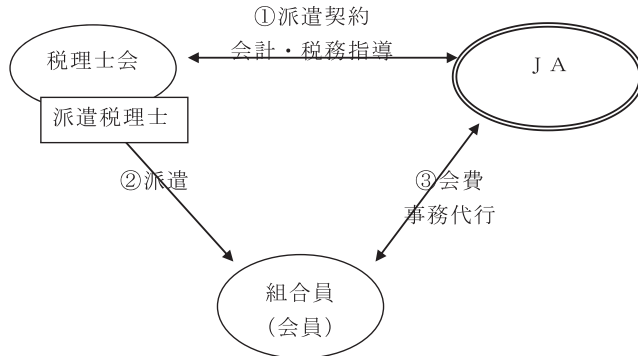
●実施効果

- ①事務の負担が軽減されます。
- ②青色申告特別控除（65万円）の適用により、所得税・住民税・国民健康保険税の節税が図れます。
- ③新たな税制改正などにも、速やかに、正確に対応することができます。
- ④経営分析を受けることができ、全体との比較などを通じ客観的に自己の経営を見直すことができます。



【事業概要】

J A の業務システムと連動している「農業簿記システム（ソリマチ（株）」を利用し、契約税理士のもと青色申告会および J A が会員の仕訳記帳代行および税務申告の支援を行います。



①派遣契約：J A が代表して契約。派遣税理士からは全体の指導を中心に行う。

②派遣：税務申告書の作成
(税務調査の際は、税理士に個別対応を願う)

③会費・事務代行：事務専任代行職員の雇用費、事務費等。税理士契約料。

青色申告会および J A は当該代行業務において利益を得ることは目的とせず、会員はもっぱら事務代行業務の実費を負担する形態です。

【参加者の負担】

●年会費 4 万 5 千円（基本）

※2 年次以降は、各個人の実態により別途加算料金が発生します。

●現金出納帳の提出（原則毎月）

●面談の出席（6 月・12 月・2 月）

●仮決算説明会（11 月）

農業経営支援 会計記帳代行 改定受託料

平成 30 年 4 月

J A 茨城県中央会

【加算受託料】
(前年の実績を基準とする)

受託料名称	加算対象者・条件	年額
○利用率加算	前年の販売金額のJA利用割合による加算 81%～100% 41%～80% 0%～40% ※JA利用割合＝JA出荷売上高÷青色申告上の販売金額 ※JA出荷売上高＝JA貯金口座に入金される販売の売上高 (JA口座に入金される、直売所販売高なども含まれる) ※一般、不動産が主な場合は、「売上」・「賃貸料」のJA口座入金金の割合を、JA利用割合とします。	+0円 +10,000円 +20,000円
○複式記帳加算	一般や不動産など2つ以上の決算書の記帳を行う場合 ※取引が少量であったり、自己で残高をまとめる場合は加算しない。	各+10,000円(基準) (内容により個別相談)
○肥育・酪農加算	肥育、酪農等の畜産農家 (減価償却や育成など個体管理が必要なもの)	+20,000円(基準) (内容により個別相談)

複式簿記導入による青色申告節税の例(110107)

青申告除前所得 200万円		青申告除前所得 500万円		摘要
簡易	複式簿記	簡易	複式簿記	
所得	2,000,000	2,000,000	5,000,000	
金額	100,000	650,000	650,000	
農業所得①	1,900,000	1,350,000	4,350,000	
社会保険控除	350,000	350,000	450,000	所得500万円では10万円追加して考察
生命保険料控除	50,000	50,000	50,000	
扶養控除(2名)	760,000	760,000	760,000	38万円(一般扶養)*2名
基礎控除	380,000	380,000	380,000	
所得控除合計②	1,540,000	1,540,000	1,640,000	
課税所得①-②	360,000	-190,000	3,260,000	
所得税(A)	18,000	0	228,500	
差額	18,000	18,000	55,000	
社会保険控除	350,000	350,000	450,000	所得500万円では10万円追加して考察
生命保険料控除	35,000	35,000	35,000	住民税は3万5千円が限度
扶養控除(2名)	660,000	660,000	660,000	住民税は33万円(一般扶養)*2名
基礎控除	330,000	330,000	330,000	住民税は33万円
所得控除合計③	1,375,000	1,375,000	1,475,000	
課税所得①-③	525,000	-25,000	3,425,000	
住民税(B)	7,500	7,500	2,500	人的控除の所得税との差額の5%
調整控除	50,000	5,000	290,000	均等割りとして、5,000円を加算
差額	50,000	45,000	55,000	
所得控除(基礎控除)④	330,000	330,000	330,000	健康保険は33万円
所得①-④	1,570,000	1,020,000	4,570,000	
医療保険分	242,906	206,716	404,116	水戸市の例
後期高齢者支援金分	67,364	53,504	129,104	固定資産税額20万円、5人家族、
介護納付金分	52,204	42,744	90,000	40歳以上65歳未満(2名 本人・妻)
国民健康保険税(C)	362,474	302,964	623,220	20年度改正による
差額	430,474	307,964	50,050	
税額合計(A+B+C)	430,474	1,246,770	1,086,720	
複式簿記による節税		122,510	160,050	

農業簿記記帳代行 提出物について

1 農業簿記記帳代行事務 依頼書（初回 1 回のみ）

- ・JAで利用している貯金口座番号を記載してください。
- ・同一家計世帯の農業用の口座を記載してください。

2 申告書等

- (1) 青色決算書（または収支内訳書）：過去 2 年分、全事業分
※減価償却費の計算 を必ずお持ちください。
- (2) 所得税確定申告書：過去 2 年分、3・4表含む
- (3) 消費税確定申告書：過去 2 年分
- (4) 専従者等の源泉徴収簿
※従業員がいる場合は、賃金台帳をお持ちください。
- (5) 提出済申告書等の写し：青色事業専従者給与に関する届出書
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書
など

3 現金出納帳（系統外預金出納帳）

- ・農業に関する現金による入金、出金についての報告
 - ・JA 以外の預金口座の事業に関する入金、出金についての報告
- ※JA 以外の取引のみを記入下さい。詳細は別紙参照。
- 毎月の記帳会で提出して下さい。

4 減価償却資産異動台帳

- ・新たな減価償却資産の購入についての報告
 - ・保有減価償却資産の売却・処分についての報告
- ※JA との取引分を含め報告してください。
- 毎月の記帳会で提出して下さい。

5 決算回収資料など

- ・決算回収資料は、年末調整面談で配布、決算面談までに回収します。
- ・その他 決算・申告に必要な資料などを決算面談にて提出いただきます。
※年金・給与等源泉徴収票、年金保険料等控除証明書など

若い農業者の皆さん！ 自分の老後 自分で守れますか？

若い
今こそ年金
アクション！

若い農業者の方は、国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」に加入して
安心して豊かな老後を！



ポイント

1

国庫補助で手厚い支援！

1万円の自己負担で**2万円の積立てが実現！**

ポイント

2

早く加入すれば、**国庫補助が長く受けられる**

ポイント

3

自ら支払った保険料は、

全額社会保険料控除の対象！

さらに**保険料は自由に選べる！**

詳しくは… **農業者年金基金**

検索

<https://www.nounen.go.jp>



まだ経営が安定していない若いうちは、 月々の負担が少ない特例保険料(国庫補助)を 活用して豊かな老後生活に備えましょう。

補助要件

- 保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間で、(35歳以上の支援は最長で10年間で、)
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です)になります。

国庫補助対象者と保険料

区分	必要な要件	保険料(補助額)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円 (6千円)	1万6千円 (4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円 (6千円)	—

※国庫補助額は保険料月額2万円(固定)に対する補助額(割合)です。 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系単属である必要があります。

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

早く加入すれば、国庫補助額は大きい。

注意

国庫補助部分の年金を受給するには、経営継承が必要です。

国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、原則65歳から生涯受け取ることができます。(60歳からの繰上げ受給も可能です。)国庫補助部分の年金を受給する際には、加入期間として20年以上(カラ期間を含む)、と経営継承が必要となります。経営継承の時期についての年齢制限はありませんので、65歳を超えてもかまいません。また、国庫補助の部分に関しては、死亡一時金の適用はありません。

農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間		保険料の国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受ける加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年額)	保険料本人負担分総額	支給総額(年額)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	77万円	744万円	78万円	55万円	23万円
		女性		65万円		65万円	47万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	51万円	588万円	52万円	40万円	12万円
		女性		43万円		44万円	34万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	40万円	528万円	40万円	34万円	6万円
		女性		34万円		34万円	29万円	5万円

※上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和元年度は、0.35%です。(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

自ら支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象!

国庫補助を受けていても、自ら支払った保険料は、家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象です。また、増収したときは節税効果を期待して、いつでも通常加入に変更でき、保険料の額も見直します。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●相談員

TEL: 03-3502-3199

●企画調整室

TEL: 03-3502-3942

農業者のための 特別加入制度のしおり

農業者の方も労災保険に加入できます



労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については特別に任意加入を認めています。これが、特別加入制度です。

農業者の場合には、次の3つの区分のいずれかに特別加入することができます。

労働者以外の方が作業中に事故に遭ったとしても、労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は行われなため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。



(1) 特定農作業従事者



(2) 指定農業機械作業従事者



(3) 中小事業主等

特別加入をすることのできる範囲

(1) 特定農作業従事者

特定農作業従事者とは、次の①～③の全てに該当する人をいいます。

- ①「年間の農産生産物(畜産及び養蚕に係るものを含む)の総販売額が300万円以上」または「経営耕地面積が2ヘクタール以上」の規模(この基準を満たす地域営農集団などを含む)を有している。
- ②土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜(家さん及びみつばちを含む)・蚕の飼育の作業のいずれかを行う農業者(労働者以外の家族従事者などを含む)である。
- ③次のアからオまでのいずれかの作業に従事する。



ア 動力により駆動する機械を使用する作業



イ 高さが2メートル以上の箇所での作業



ウ サイロ、むろなどの酸欠危険場所での作業



エ 農薬の散布作業



オ 牛、馬、豚に接触し、または接触するおそれのある作業

(2) 指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者とは、農業者(労働者以外の家族従事者などを含む)であって、次の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う人をいいます。

- ① 動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ② 動力溝掘機
- ③ 自走式田植機
- ④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
- ⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械
- ⑥ トラックその他の自走式運搬用機械

- ⑦ 次の定置式機械または携帯式機械
 - ・動力揚水機
 - ・動力草刈機
 - ・動力カッター
 - ・動力摘採機
 - ・動力脱穀機
 - ・動力剪定機
 - ・動力剪枝機
 - ・チェーンソー
 - ・単軌条式運搬機
 - ・コンベヤー
- ⑧ 無人航空機
(農薬、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。)

(3) 中小事業主等

中小事業主等とは、農業の場合には常時300人以下の労働者を使用する事業主(事業主が法人の場合にはその代表者)および労働者以外でその事業に従事する人(特別加入ができる事業主の家族従事者など)をいいます。

なお、労働者を通年雇用しない場合であっても、1年間に100日以上、労働者を使用することが見込まれる場合を含みます。

「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」、「中小事業主等」は重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入してください。

2 特別加入手続き

(1) 特定農作業従事者または指定農業機械作業従事者として加入する場合の手続き

特別加入団体として承認されている団体（ＪＡ、県中央会等）に申し込んでください。加入手続きはその団体が行います。

※お近くのＪＡ・県中央会が特別加入団体になっていない場合もありますので、まずは都道府県労働局または労働基準監督署にご確認ください。

加入手続きは、加入者の氏名、作業の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを記入した届出書を特別加入団体が所轄の労働基準監督署長（以下「監督署長」といいます。）を経由して都道府県労働局長（以下「労働局長」といいます。）に提出する必要があります。給付基礎日額については、5 ページの 4 を参考にしてください。

また、(1)において新たに特別加入を希望する方については、特別加入団体において、原則として顔写真付きの身分証明書（顔写真付きでない場合には、2 点以上が必要）の提示を求めて本人確認を行い、その写しまたは番号を控えさせていただくため、あらかじめご準備をお願いします。

すでに特別加入している方で氏名や作業内容などに変更が生じた場合には、変更届を、特別加入団体から、監督署長を経由して労働局長に提出する必要があります。

(2) 中小事業主等として加入する場合の手続き

農業者の方が中小事業主等として特別加入するためには、

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること
 - ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること
- の2つの要件を満たすことが必要です。

提出するもの： 特別加入申請書（中小事業主等）

提出先： 監督署長を経由して労働局長

<加入の範囲>

原則：事業主本人のほか家族従事者など、労働者以外で業務に従事している人全員を包括して特別加入の申請を行う必要があります。

例外：病気療養中、高齢その他の事情により実態として事業に従事していない事業主は包括加入の対象から除くことができます。

申請手続を行う際は、加入者の氏名、業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを「特別加入申請書」に記入し、労働保険事務組合を通じて監督署長を経由して労働局長の承認を得ることが必要になります。（給付基礎日額については、5 ページの 4 を参考にしてください）

すでに特別加入を承認されている方で氏名や業務内容などに変更が生じた場合には、労働保険事務組合から「特別加入に関する変更届」を監督署長を経由して労働局長に提出する必要があります。

加入日、変更日は、所轄の労働基準監督署に書類を提出した翌日以降30日以内の、希望する日となります。

3 補償の対象となる範囲

(1) 業務災害

業務災害については、以下の項目に該当する場合に保険給付が行われます。

① 特定農作業従事者

農業者が、農作業場で行う耕作などの作業（「土地の耕作や開墾」、「植物の栽培や採取」、「家畜（家きんやみつばちを含む）や蚕の飼育の作業」）のうち、次の(ア)～(オ)のいずれかに当たる作業を行う場合（その作業に直接附帯する行為を含む）

- (ア) 農作業場で動力により駆動する機械を使用して行う作業
- (イ) 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において行う作業
- (ウ) 農作業場で牛・馬・豚に接触し、または接触するおそれのある作業
- (エ) 農作業場の酸素欠乏危険場所で行う作業
- (オ) 農作業場で農薬を散布する作業

（ご注意）養鶏や養蜂などでア～オの作業を伴わない場合は、負傷等（みつばちに刺される等）が生じても保険給付は行われません。

② 指定農業機械作業従事者

ア 農業者が、農作業場において指定農業機械（2ページ参照）を使用して行う作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 農業者が指定農業機械を農作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥などを共同育苗施設などから農作業場へ運搬する作業を含む）およびこれに直接附帯する行為を行う場合

③ 中小事業主等

ア 特別加入申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入した事業のためにする行為、およびこれに直接附帯する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）

イ 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合

ウ アまたはイに前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合

エ ア、イ、ウの就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合

オ 事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合

カ 通勤途上で次に掲げる場合

- (ア) 労働者の通勤用に、事業主の提供する交通機関の利用中
- (イ) 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上

キ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

(2) 通勤災害

① 特定農作業従事者または指定農業機械作業従事者の場合

通勤災害は補償の対象となっていない。ただし、農作業のため農業用トラクター・コンバインなどに乗って車庫から農作業場へ向かう途中で負傷した場合は業務災害として補償対象になります。

② 中小事業主等の場合

一般の労働者と同様に補償されます。

具体的には、就業に関し、合理的な経路および方法で①～③の移動中に災害が起きた場合に補償対象となります。

- ① 住居と農作業場との間の往復
- ② 就業の場所から他の就業の場所への移動
- ③ 赴任先住居と帰省先住居との間の移動

なお、合理的な経路を逸脱・中断した後に災害が起きた場合には、通勤災害と認められません。例外として、その逸脱・中断が日用品の購入など日常生活に必要な行為をやむを得ない事由により最小限度で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は通勤と認められます。

4 給付基礎日額・保険料

給付基礎日額とは、保険料や、休業（補償）給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。給付基礎日額が低い場合は、保険料が安くなりますが、その分、休業（補償）給付などの給付額も少なくなりますので、十分ご留意の上、適正な額を申請してください。

給付基礎日額を変更したい場合は、事前（3月2日～3月31日）に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して労働局長あて提出することによって、翌年度より変更することができます。

また、労働保険の年度更新期間中にも当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、災害発生前に申請することが前提になります。給付基礎日額の変更申請前に災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額変更は認められませんので、給付基礎日額の変更を検討されている方は、事前の手続きをお勧めします。

表1 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料 算定基礎額 B=A×365日 B=A×365日	年間保険料		
		特定農作業従事者 B×9/1000	指定農業機械作業従事者 B×3/1000	中小事業主等 B×13/1000
25,000円	9,125,000円	82,125円	27,375円	118,625円
24,000円	8,760,000円	78,840円	26,280円	113,880円
22,000円	8,030,000円	72,270円	24,090円	104,390円
20,000円	7,300,000円	65,700円	21,900円	94,900円
18,000円	6,570,000円	59,130円	19,710円	85,410円
16,000円	5,840,000円	52,560円	17,520円	75,920円
14,000円	5,110,000円	45,990円	15,330円	66,430円
12,000円	4,380,000円	39,420円	13,140円	56,940円
10,000円	3,650,000円	32,850円	10,950円	47,450円
9,000円	3,285,000円	29,565円	9,855円	42,705円
8,000円	2,920,000円	26,280円	8,760円	37,960円
7,000円	2,555,000円	22,995円	7,665円	33,215円
6,000円	2,190,000円	19,710円	6,570円	28,470円
5,000円	1,825,000円	16,425円	5,475円	23,725円
4,000円	1,460,000円	13,140円	4,380円	18,980円
3,500円	1,277,500円	11,493円	3,831円	16,601円

(注) 特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

5 給付の種類

特別加入者に対する保険給付の種類については、表2のとおりです。

なお、被災した場合に労災保険より給付される額については、右欄に具体的な例（給付基礎日額が1万円の場合に給付される額）を記載していますので、それぞれ特別加入時に承認された給付基礎日額に置き換えて算出してください。

表2 給付一覧表

保険給付の種類 (注1)	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例(給付基礎日額10,000円の場合)
療養補償給付 療養給付	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	必要な治療が無料で受けられます。 (注2)	特別支給金はありません。	(給付基礎日額とは関係なく)必要な治療が無料で受けられます。
休業補償給付 休業給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合 (注3)	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金は、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額が支給されます。	(20日間休業の場合) ①休業(補償)給付 1万円×60%×(20日-3日)=10万2千円 ②休業(補償)特別支給金 1万円×20%×(20日-3日)=3万4千円
障害補償給付 障害給付	[障害補償年金・障害年金] 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 [障害補償一時金・障害一時金] 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	障害(補償)年金の場合、第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。 障害(補償)一時金の場合、第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金は、第1級342万円～第14級8万円が一時金として支給されます。	(第1級の場合) ①障害(補償)年金 1万円×313日=313万円 ②障害特別支給金(一時金) 342万円
遺族補償給付 遺族給付	[遺族補償年金・遺族年金] 業務災害または通勤災害により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じて異なります) [遺族補償一時金・遺族一時金] (a) 遺族補償年金、遺族年金の受給資格をもつ遺族がいない場合 (b) 遺族補償年金、遺族年金を受けている方が失権し、かつ他に遺族補償年金または遺族年金の受給資格をもつ方がいない場合において、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合	遺族の人数が1人の場合、給付基礎日額の153日分または175日分が支給されます。(注4) 2人の場合201日分、3人の場合223日分、4人以上の場合245日分が支給されます。 遺族(補償)一時金の場合で左欄の(a)の場合には給付基礎日額の1000日分が支給されます。 (b)の場合は給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額が支給されます。	遺族特別支給金は遺族の人数にかかわらず、300万円が一時金として支給されます。	[遺族(補償)年金で遺族が4人の場合] ①遺族(補償)年金 1万円×245日=245万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円 [遺族(補償)一時金支給事由(a)で遺族が4人の場合] ①遺族(補償)一時金 1万円×1000日=1000万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません。	①31万5千円+(1万円×30日)=61万5千円 ②1万円×60日=60万円 よって高い額の①が支払われます。
傷病補償年金 傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日に(a)傷病が治っていないこと(b)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合、または同日後いずれにも該当することとなった場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金は第1級は114万円、第2級は107万円、第3級は100万円が一時金として支給されます。	(第1級に該当する場合) ①傷病(補償)年金 1万円×313日=313万円 ②傷病特別支給金(一時金) 114万円
介護補償給付 介護給付	業務災害または通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	(常時介護の場合)介護の費用として支出した額(105,290円[165,150円]を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が57,190円[70,790円]を下回る場合は一律定額として57,190円[70,790円]が支給されます。 (臨時介護の場合)介護の費用として支出した額(52,650円[82,580円]を上限)が支給されますが、親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が28,600円[35,400円]を下回る場合は一律定額として28,600円[35,400円]が支給されます。 (注5)		

(注1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付の名称です。

(注2) 原則、給付の範囲は健康保険に準拠しています。

(注3) 休業(補償)給付については、特別加入者の場合、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業について全部労働不能であることが必要となります。全部労働不能とは、入院中または自宅病床加療中もしくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業ができない状態をいいます。

(注4) 遺族(補償)年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上または一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

(注5) 表中の金額は、平成31年3月1日現在のものです。〔 〕の額は平成31年4月1日改正予定額です。

〔農業従事者への労災保険の適用について〕

〔質問〕

私は個人で農業を営んでおり、労災保険に特別加入していますが、最近になって労働者を雇うようになりました。労働者が5人未満の事業の場合は、労災保険に加入しなくてもよいのですか。

〔回答〕

農業の場合、労働者に係る労災保険の強制加入と任意加入の区分は以下のとおりです。

	労働者：常時5人以上	労働者：常時5人未満
法人の事業	強制加入	強制加入
個人の事業	強制加入	原則として任意加入※

※任意加入の事業場でも労働者の過半数が希望する場合や事業主が特別加入する場合は強制加入となります。

ご質問のケースでは、事業主が特別加入しているため、労働者を1人でも雇った時点で労災保険に加入する必要があります。

〔加入時健康診断について〕

〔質問〕

特別加入申請時に健康診断が必要な場合があると聞きましたが、どのような時に必要となりますか。

〔回答〕

特別加入の前に、特定業務に一定期間従事し、特別加入後もその業務を行う場合は、健康診断が必要となります。

たとえば、振動工具（草刈機等）を使用する業務に通算1年以上従事し、特別加入後も同じように振動工具を使用する業務に従事する場合が該当します。

この健康診断結果により、

- ①症状や障害の程度が一般的に療養に専念しなければならないと認められる場合
→特別加入することはできません。
- ②症状や障害の程度が特定業務からの転換が必要と認められる場合
→特定業務を除く業務に限り特別加入できます。

〔軽トラック点検・整備中の災害について〕

〔質問〕

私は、農業者で特定農作業従事者として特別加入しています。毎日自宅から畑まで、軽トラックで往復しているのですが、先日軽トラックが故障し、点検・整備を行っている最中に誤って負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けることができるでしょうか。なお、私は、軽トラックで収穫した野菜や資材などを運搬しています。

〔回答〕

農作業場で行う耕作等の作業のため、自宅から作業場までの間軽トラックを使って農産物や農業に使う資材などを運ぶ行為は、動力により駆動される機械を使用して行う土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たります。また、上記作業に伴う軽トラックの点検・修理についても、農業者によって日常行う程度のものであれば、土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たりますので、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔急な斜面での作業中の災害について〕

〔質問〕

私はみかん畑で働く農業者で特定農作業従事者として特別加入していますが、勾配が40～45度位になっている段のある畑で、下の段から2メートル以上の場所で作業を行っているときに転落して負傷しました。このような場合にも労災保険による給付を受けることができますでしょうか。

〔回答〕

このみかん畑は勾配が40度以上の急な斜面であり、高さが2メートル以上の箇所で作業していることから、この負傷は業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔集荷作業中や、出荷・販売作業中の災害について〕

〔質問〕

私は農業者で特定農作業従事者として特別加入していますが、集荷した野菜を農協の集荷施設までトラックで運搬している最中に事故を起こし負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けられるのでしょうか。また、農産物を市場等でトラック等で出荷する出荷作業、出荷した農産物を出荷先で販売する販売作業といった作業中の災害の場合には、労災保険の適用はどうなるのでしょうか。

〔回答〕

農産物を共同集荷施設までトラックなどで運ぶ作業の場合は、集荷作業となり、植物の栽培等に直接附帯する行為に当たることから、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

また、平成30年4月1日以降に発生した災害については、箱詰めされるなどすでに商品化された農産物を出荷施設まで運ぶ「出荷作業」や、出荷作業後に行われる「販売作業」についても、集荷作業同様、植物の栽培等に直接附帯する行為に当たるものとして扱い、それらの作業中の災害については、業務災害として労災保険による給付を受けることができるようになりました。

例えば、出荷のために直売所へ向かい、出荷を行った者がそのままその直売所で販売を行い、農作業場へ戻るという一連の行為は直接附帯する行為に該当します。なお、この取扱いは指定農業機械作業従事者が指定農業機械を用いて当該行為を行う場合についても同様となります。

〔ライスセンターでの作業中の事故について〕

〔質問〕

私は特定農作業従事者として特別加入していますが、ライスセンターで収穫した米を乾燥させている作業中に負傷してしまいました。この場合でも労災保険による給付は受けられるのでしょうか。

〔回答〕

米は刈り取ったもみのままでは通常出荷せず、乾燥などの作業が必要です。この場合の乾燥は天日によるものだけではなく、機械による場合でも同様と考えられ、収穫した米をライスセンターで乾燥させる作業は植物の栽培等の作業に含まれることになります。したがって、ライスセンターは農作業場に当たりますので、動力により駆動される機械を使用して作業中に被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者の通勤災害について〕

〔質問〕

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者の場合、通勤災害について労災保険の適用がないと聞きましたが、自宅の車庫から軽トラックを農作業場まで運転中に負傷した場合にも、労災保険の適用がないのですか。

〔回答〕

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者については、通勤災害の適用はありませんが、自宅と農作業場との間をトラックなどの運搬機械を用いて往復している場合には、業務災害として保護されます。

特定農作業従事者については、農産物や農作業のための資材などを運ぶために自宅の車庫から農作業場まで軽トラックを運転する行為は、耕作などの作業に直接附帯する行為に当たするため、通勤災害ではなく、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。また、指定農業機械作業従事者についても、軽トラックに乗って自宅の車庫から農作業場まで向かう途中に被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔集落営農集団について〕

〔質問〕

私は、リング農家であり、高さ2メートル以上の高所で作業しています。先日、集落営農組合に所属しましたが、個人としては、経営耕地面積は1ヘクタール、年間の農業生産物の総販売額が200万円しかありません。この場合、特別加入することはできるのでしょうか。

〔回答〕

個々の農家の規模が小さくても、所属している集落営農集団において、農業生産物総販売額が300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上であれば、各構成農家も規模の要件を満たすものとして特別加入することができます。

詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

安い保険料で加入できるタイプ

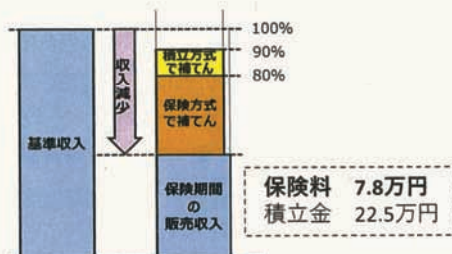
補償の下限の選択で、保険料は最大4割安く！

(複合経営の方で、収入が半減することが見込まれない農業者にオススメ)

例えば、基準収入が1,000万円の方の場合・・・

基本のタイプ

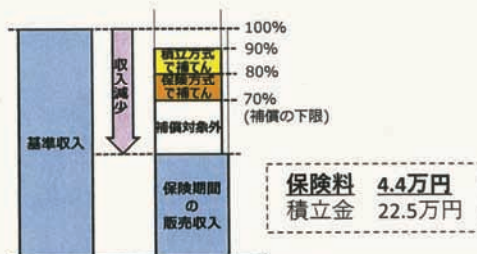
補償の下限を選択しない場合



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

補償の下限を設けたタイプ

基準収入の70%を補償の下限として選択した場合



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

(下限は70%、60%、50%から選択可)

収入保険加入者の声をご紹介します！



つなぎ融資があったので、
営農資材を購入するための
借入金の返済ができた。



災害で倉庫が浸水。農作
物が売り物にならなくなっ
ても、収入保険なら安心。



野菜は価格低下の補てん
しかなかった。災害で出荷
できないときも、収入保険
なら安心。



自分や従業員が病気や怪
我で通常の営農ができなく
なったときも、収入保険な
ら安心。

- ・ 収入保険は青色申告者が対象です。
- ・ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度とは選択加入制です。

収入保険がサポートします!



農業経営には様々な**リスク**があるんだよね…

自然災害で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



収入保険のポイント

- 全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償。
- 農業者ごとに基準収入の9割を下回った場合に、差額の9割を上限に補填。（例えば、基準収入が1,000万円の方の収入がゼロになった場合でも、最大810万円まで補償）
- 保険料等の50%、積立金の75%を国庫補助。（上記の方で、収入がゼロになった場合でも補償するタイプの保険料は7.8万円。積立金（掛け捨てではない）は22.5万円で、補填の際は最大この3倍の額を国から補助して支払）
- 保険期間中の大きな損害発生時には、無利子のつなぎ融資で対応。
- ⚠️令和2年の収入保険から、安い保険料で加入できるタイプを準備。（補償の下限を選択すれば、保険料が最大で約4割安い。7.8万円 → 4.4万円）

詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください。

農林水産省



農業保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中!
<http://www.maff.go.jp/keiei/nogyochoken/>

J A 青年組織綱領

我々JA青年組織は、日本農業の担い手としてJAをよりどころに地域農業の振興を図り、JA運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民と豊かな食と環境の共有をめざすものである。

このため、JA青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を結集し、次のことに取り組む。

1. われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

J A 青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

1. われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を合わせ持った責任ある政策提言を行う。

1. われらは、自らが J A の事業運営に積極的に参画し、J A 運動の先頭に立つ。

時代を捉え、将来を見据えた J A の発展のため、自らの組織である J A の事業運営に主体的に参加するとともに、青年農業者の立場から常に新しい J A 運動を探求し、実践する。

1. われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

J A 青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

1. われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、あすの担い手を育成する。

J A 青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する。

（注釈）本綱領は、J A 全青協設立の経過を踏まえて「鬼怒川 5 原則」「全国青年統一綱領」の理念を受け継ぎ、創立50周年を契機に現代的な表現に改めるとともに、今後目指すべき J A 青年組織の方向性を新たに盛り込んだものである（平成17年 3 月10 日制定）。

農業で日本を元気に!



 JA YOUTH